

○奈良県中央卸売市場条例施行規則

昭和五十二年四月二十二日
奈良県規則第二号

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者（第六条—第十八条）

第二節 仲卸業者（第十九条—第二十九条）

第三節 売買参加者（第三十条—第三十七条）

第四節 関連事業者（第三十八条—第四十三条）

第三章 売買取引及び決済の方法（第四十四条—第八十六条）

第三章の二 卸売の業務に関する品質管理（第八十七条）

第四章 市場施設の使用（第八十八条—第一百二条）

第四章の二 監督（第一百二条の二—第一百二条の三）

第五章 奈良県中央卸売市場運営協議会及び奈良県中央卸売市場取引委員会（第一百三一条—第一百十一条）

第六章 雑則（第一百十二条—第一百十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、全て条例で使用する用語の例による。

（取扱品目）

第三条 条例第三条第一項各号に規定する規則で定めるその他の食料品は、別表第一に掲げるとおりとする。

（臨時休業及び臨時営業の承認）

第四条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は、開場日に臨時に休業し、又は休日に臨時に営業しようとするときは、あらかじめ期日及び理由を明示して中央卸売市場場長（以下「場長」という。）の承認を受けなければならない。

（卸売のための販売開始時刻の告知）

第五条 卸売のための販売開始時刻は、電鈴又は振鈴をもって知らせるものとする。

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者

（卸売業務の許可申請）

第六条 条例第六条の二第三項の許可申請書は、卸売業務許可申請書（第一号様式）によるものとする。

2 条例第六条の二第三項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

一 定款

二 登記事項証明書

三 業務を執行する役員の履歴書

四 業務を執行する役員の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書又はこれらに準ずるものとして知事が認める書面

- 五 代表者の印鑑証明書
 - 六 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
 - 七 最近二年間における貸借対照表及び損益計算書
 - 八 事業税納税証明書
 - 九 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書
 - 十 役員及び従業員の名簿
 - 十一 申請者が条例第六条の二第四項第三号、第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面
 - 十二 役員が条例第六条の二第四項第六号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - 十三 業務を執行する役員が条例第六条の二第四項第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - 十四 業務を執行する役員の資産調書
 - 十五 その他知事が必要と認める書類
- 3 条例第六条の二第三項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。
- 一 履歴書
 - 二 住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書又はこれらに準ずるものとして知事が認める書面
 - 三 印鑑証明書
 - 四 最近二年間における事業実績書
 - 五 事業税納税証明書及び住民税納税証明書
 - 六 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書
 - 七 申請者が条例第六条の二第四項第二号から第四号まで及び第六号から第八号までに該当しないことを誓約する書面
 - 八 資産調書
 - 九 その他知事が必要と認める書類
(卸売業務許可証の交付)

第六条の二 知事は、条例第六条の二第一項の規定により卸売の業務を許可したときは、卸売業務許可証（第一号様式の二）を交付するものとする。
(保証金の額等)

第七条 条例第八条第一項に規定する保証金の額は、前年度の卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額にその金額の百分の十に相当する額を加えた額をいう。）を別表第二の上欄の部類ごとに同表の中欄に掲げる金額を区分してそれぞれの金額に応じ同表の下欄に掲げる額とする。

- 2 条例第八条第三項（条例第二十一条第二項、第三十二条第四項及び第七十二条第七項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 国債証券、地方債証券又は政府がその債券について保証契約をした債券 その額面金額（時価が額面金額以下のときはその時価とする。次号において同じ。）に相当する額
 - 二 日本銀行が発行する出資証券又は特別の法律により法人が発行する債券（前号に掲げる債券を除く。） その額面金額の百分の九十に相当する額
(保証金の充当)

第八条 条例第八条第二項（条例第二十一条第二項、第三十二条第四項及び第七十二条第七項において準用する場合を含む。）の規定により有価証券をもつて保証金に充てた場合において、条例第十条第一項（条例第二十一条第二項、第三十二条第四項及び第七十二条第七項において

準用する場合を含む。)の規定による充当を行うときは、知事はその証券を売却し、その売却金をもって充当するものとする。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請)

第八条の二 条例第十一条の三第三項の規定による申請をする場合において、その申請が事業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは、当該認可申請書は、卸売業者事業譲渡し譲受け認可申請書(第一号様式の三)によるものとする。

2 前項の認可申請書には、事業の譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しのほか、当該申請者が法人であるときは、その法人についての第六条第二項各号に掲げる書類を、当該申請者が個人であるときは、その個人についての同条第三項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 条例第十一条の三第三項の規定による申請をする場合において、その申請が合併又は分割に係るものであるときは、当該認可申請書は、卸売業者合併(分割)認可申請書(第一号様式の四)によるものとする。

4 前項の認可申請書には、合併又は分割に係る契約書の写しのほか、当該申請者及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により市場における卸売の業務を承継する法人についての第六条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(相続の認可の申請)

第八条の三 条例第十一条の四第三項の認可申請書は、卸売業務相続認可申請書(第一号様式の五)によるものとする。

2 前項の認可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六条第三項各号に掲げる書類

二 申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該卸売の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し

三 申請者に法定代理人があるときは、その者についての第六条第三項第一号及び第二号に掲げる書類

(事業報告書の作成等)

第八条の四 条例第十一条の六第一項の事業年度は、四月から翌年三月までとする。

2 条例第十一条の六第一項の事業報告書(以下この条において「事業報告書」という。)の作成等は、卸売市場法施行規則(昭和四十六年農林省令第五十二号。以下「省令」という。)第七条第一項から第三項までの規定により行うものとする。

3 事業報告書は、毎年三月三十一日現在において作成しなければならない。

4 条例第十一条の六第二項の規則で定める正当な理由がある場合は、省令第七条第四項各号に掲げる場合とする。

(せり人の登録申請)

第九条 条例第十二条第二項の登録申請書は、せり人登録申請書(第二号様式)によるものとする。

2 条例第十二条第二項の規則で定める書類は、せり人についての次の各号に掲げる書類とする。

一 履歴書及び写真(申請前三月以内に脱帽正面で撮影した上半身像の名刺型のものとする。以下同じ。)

二 住民票の写し及び市区町村長の発行する身分証明書又はこれらに準ずるものとして知事が認める書面

三 条例第十二条第四項第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(せり人の登録通知及び登録証)

第十条 知事は、条例第十二条第三項(条例第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、せり人登録通知書(第三号様式)によりするものとし、同項の登録証は、せり人登録証(第四号様式)によるものとする。

(せり人章)

第十一条 条例第十二条第三項の記章は、せり人章（第五号様式）によるものとする。

2 せり人は、卸売のせりに従事するときは、前項のせり人章を付けた帽子を着用しなければならない。

3 卸売業者は、せり人がその資格を失ったときは、速やかに第一項のせり人章を場長に返還しなければならない。

(せり人の登録の更新申請)

第十二条 条例第十三条第二項の登録更新申請書は、せり人登録更新申請書（第六号様式）によるものとする。

2 条例第十三条第二項の規則で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類とする。

第十三条 削除

(せり人登録証等の再交付等)

第十四条 卸売業者は、せり人がせり人登録証を紛失し、又は汚損したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出て、その再交付を受けなければならない。

2 卸売業者は、せり人がせり人章を紛失し、又は毀損したときは、遅滞なく、その旨を場長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

3 前項の規定により、せり人章の再交付をした場合には、場長は、その実費額を徴収するものとする。

第十五条 削除

(委託者の帳簿及び書類の閲覧等)

第十六条 卸売業者は、委託者からその受託物品に関する帳簿及び書類について、正当な理由に基づく閲覧の要求又は質問のあるときは、これに応じなければならない。

(残高試算表等の提出)

第十七条 卸売業者は、毎月十日までに前月分の合計残高試算表を知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、知事が卸売業者の業務に関する書類及び公認会計士による財務の監査に関する書類の提出を求めたときは、速やかに当該書類を知事に提出しなければならない。

(届出事項)

第十八条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 卸売業者が商号を定めているとき、又はその商号を変更したとき。

二 卸売業者（業務を執行する役員を含む。次号において同じ。）が条例第六条の二第四項第一号、第二号又は第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 卸売業者が刑事事件について起訴されたとき、その職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき、又はそれらについて判決があつたとき。

四 卸売業者が法人である場合にあつては、定款を変更したとき。

五 せり人を解雇したとき、又はせり人が死亡したとき、せり人が条例第十二条第四項第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当することとなつたとき、若しくはせり人がその氏名若しくは住所を変更したとき。

第二節 仲卸業者

(仲卸業務の許可申請)

第十九条 条例第十九条第三項の許可申請書は、仲卸業務許可申請書（第八号様式）によるものとする。

2 条例第十九条第三項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 定款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 業務を執行する役員の履歴書
 - 四 業務を執行する役員の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書又はこれらに準ずるものとして知事が認める書面
 - 五 代表者の印鑑証明書
 - 六 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
 - 七 最近二年間における貸借対照表及び損益計算書
 - 八 事業税納税証明書
 - 九 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書
 - 十 役員及び従業員の名簿
 - 十一 申請者が条例第十九条第四項第三号、第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面
 - 十二 役員が条例第十九条第四項第六号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - 十三 業務を執行する役員が条例第十九条第四項第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - 十四 業務を執行する役員の資産調書
 - 十五 その他知事が必要と認める書類
- 3 条例第十九条第三項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 履歴書
- 二 住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書又はこれらに準ずるものとして知事が認める書面
- 三 印鑑証明書
- 四 最近二年間における事業実績書
- 五 事業税納税証明書及び住民税納税証明書
- 六 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書
- 七 申請者が条例第十九条第四項第二号から第四号まで及び第六号から第八号までに該当しないことを誓約する書面
- 八 資産調書
- 九 その他知事が必要と認める書類
(仲卸業務許可証の交付)

第二十条 知事は、条例第十九条第一項の規定により仲卸しの業務を許可したときは、仲卸業務許可証（第九号様式）を交付するものとする。
(保証金の額)

第二十一条 条例第二十一条第一項に規定する保証金の額は、当該仲卸業者に係る使用料（仲卸業者市場使用料のうち販売金額の千分の二・五に相当する額の使用料、買荷保管所使用料、屋上駐車場使用料及び水道使用料を除く。）の月額額の三倍に相当する額とする。

- 2 前項の保証金を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を千円として計算する。
(仲卸業者章の交付及び着用)

第二十二条 場長は、条例第二十条第一項の規定により仲卸業者が保証金を預託したときは、仲卸業者章（第十号様式）を交付するものとする。

- 2 仲卸業者は、仲卸しの業務に従事するときは、前項の仲卸業者章を付けた帽子を着用しなければならない。

3 仲卸業者は、その資格を失ったときは、速やかに第一項の仲卸業者章を場長に返還しなければならない。

4 第十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の仲卸業者章の再交付等について準用する。
(仲卸補助者の承認等)

第二十三条 仲卸業者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、場長の承認を受けて、仲卸補助者（仲卸業者の役員又は使用人で仲卸業者を補助して卸売業者の行う卸売に参加するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。

2 仲卸業者は、前項の承認を受けようとするときは、仲卸補助者承認申請書（第十一号様式）に、仲卸補助者についての次の各号に掲げる書類を添付して場長に提出しなければならない。

一 履歴書

二 住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書又はこれらに準ずるものとして知事が認める書面

三 その他場長が必要と認める書類

3 場長は、第一項の承認をしたときは、仲卸補助者章（第十二号様式）を仲卸業者に交付するものとする。

4 仲卸補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の仲卸補助者章を付けた帽子を着用しなければならない。

5 仲卸業者は、仲卸補助者がその資格を失ったときは、速やかに第三項の仲卸補助者章を場長に返還しなければならない。

6 第十四条第二項及び第三項の規定は、第三項の仲卸補助者章の再交付等について準用する。
(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請)

第二十四条 条例第二十三条第三項の規定による申請をする場合において、その申請が事業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは、当該認可申請書は、仲卸業者事業譲渡し譲受け認可申請書（第十三号様式）によるものとする。

2 前項の認可申請書には、事業の譲渡し及び譲受けに係る契約書の写しのほか、当該申請者が法人であるときは、その法人についての第十九条第二項各号に掲げる書類を、当該申請者が個人であるときは、その個人についての同条第三項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 条例第二十三条第三項の規定による申請をする場合において、その申請が合併又は分割に係るものであるときは、当該認可申請書は、仲卸業者合併（分割）認可申請書（第十四号様式）によるものとする。

4 前項の認可申請書には、合併又は分割に係る契約書の写しのほか、当該申請者及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人についての第十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(相続の認可の申請)

第二十五条 条例第二十四条第三項の認可申請書は、仲卸業務相続認可申請書（第十五号様式）によるものとする。

2 前項の認可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第十九条第三項各号に掲げる書類

二 申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該仲卸しの業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し

三 申請者に法定代理人があるときは、その者についての第十九条第三項第一号及び第二号に掲げる書類

(事業報告書の提出)

第二十六条 条例第二十六条の事業年度は、四月から翌年三月までとする。

2 条例第二十六条の事業報告書は、仲卸業者事業報告書（第十六号様式）によるものとする。

- 3 前項の事業報告書には、貸借対照表、損益計算書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 4 第二項の事業報告書は、毎年三月三十一日現在において作成しなければならない。

第二十七条 削除

(届出事項)

第二十八条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 仲卸業者が条例第十九条第四項第一号、第二号又は第四号から第八号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 二 仲卸業者（法人である場合にあつては、その業務を執行する役員を含む。）が刑事事件について起訴されたとき、その職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき、又はそれらについて判決があつたとき。
- 三 仲卸業者が法人である場合にあつては、定款を変更したとき。

第二十九条 削除

第三節 売買参加者

(売買参加者の業務形態)

第三十条 条例第二十七条第一項の規定により、売買参加者の承認を受けることができる者の業務形態は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 一定の店舗を有し、市場の取扱品目の部類に属する物品を直接消費者に販売する小売業者（消費生活協同組合を含む。）
- 二 一定の加工場を有し、市場の取扱品目の部類に属する物品を原料として、加工品を製造して販売する加工業者
- 三 その他知事が特に必要があると認めるもの
(売買参加者の承認申請)

第三十一条 条例第二十七条第三項の承認申請書は、売買参加者承認申請書（第十八号様式）によるものとする。

- 2 条例第二十七条第三項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。
 - 一 定款
 - 二 登記事項証明書
 - 三 業務を執行する役員及び当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書
 - 四 業務を執行する役員及び当該法人のため常時売買に参加する者の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書又はこれらに準ずるものとして知事が認める書面
 - 五 事業に関して必要な行政庁の許可書又は届出の証明書
 - 六 事業税納税証明書
 - 七 当該事業年度開始の日以後一年間における事業計画書
 - 八 申請者が条例第二十七条第四項第二号、第六号及び第七号に該当しないことを誓約する書面
 - 九 役員が条例第二十七条第四項第五号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - 十 業務を執行する役員及び当該法人のため常時売買に参加する者が条例第二十七条第四項第二号及び第三号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - 十一 その他知事が必要と認める書類
- 3 条例第二十七条第三項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。
 - 一 履歴書

- 二 住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書又はこれらに準ずるものとして知事が認める書面
- 三 事業に関して必要な行政庁の許可書又は届出の証明書
- 四 事業税納税証明書
- 五 当該事業年度開始の日以後一年間における事業計画書
- 六 申請者が条例第二十七条第四項第二号、第三号及び第五号から第七号までに該当しないことを誓約する書面
- 七 資産調書
- 八 その他知事が必要と認める書類

4 条例第二十七条第一項の承認の有効期間は、承認の日から当該承認の日の後の五回目の三月末日までの期間とする。

(売買参加者承認証の交付)

第三十二条 知事は、条例第二十七条第一項の規定により、売買参加者の承認をしたときは、売買参加者承認証（第十九号様式）を交付するものとする。

(売買参加者章の交付及び着用)

第三十三条 場長は、知事が売買参加者の承認をしたときは、売買参加者章（第二十号様式）を当該売買参加者に交付するものとする。

- 2 売買参加者は、卸売業者の行う卸売に参加するときは、前項の売買参加者章を付けた帽子を着用しなければならない。
- 3 売買参加者は、その資格を失ったときは、速やかに第一項の売買参加者章を場長に返還しなければならない。
- 4 第十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の売買参加者章の再交付等について準用する。

(売買参加者の承認の更新)

第三十四条 売買参加者は、第三十一条第四項の有効期間満了の日後も引き続き卸売業者から卸売を受けようとする場合は、売買参加者の承認の更新を受けなければならない。

- 2 前項の承認の更新を受けようとする売買参加者は、売買参加者承認更新申請書（第二十一号様式）に事業実績書その他知事が必要と認める書類を添付して、当該有効期間満了の日の三十日前までに知事に提出しなければならない。
- 3 第三十一条第四項の規定は、第一項の承認の更新について準用する。

(売買参加補助者の承認等)

第三十五条 売買参加者は、その取引の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、場長の承認を受けて、売買参加補助者（売買参加者の役員又は使用人で、売買参加者を補助して卸売業者の行う卸売に参加するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。

- 2 売買参加者は、前項の承認を受けようとするときは、売買参加補助者承認申請書（第二十二号様式）に、売買参加補助者についての次の各号に掲げる書類を添付して場長に提出しなければならない。

一 履歴書

二 住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書又はこれらに準ずるものとして知事が認める書面

三 その他場長が必要と認める書類

- 3 場長は、第一項の承認をしたときは、売買参加補助者章（第二十三号様式）を売買参加者に交付するものとする。
- 4 売買参加補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加補助者章を付けた帽子を着用しなければならない。
- 5 売買参加者は、売買参加補助者がその資格を失ったときは、速やかに第三項の売買参加補助

者章を場長に返還しなければならない。

6 第十四条第二項及び第三項の規定は、第三項の売買参加補助者章の再交付等について準用する。

(届出事項)

第三十六条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 売買参加者が条例第二十七条第四項第一号又は第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 売買参加者が法人である場合にあつては資本金若しくは出資の額、定款、業務を執行する役員又は当該法人のため常時売買に参加する者を変更したとき。

第三十七条 削除

第四節 関連事業者

(関連事業)

第三十八条 条例第三十条第一項第一号の市場機能の充実に資する業務で規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 食料品卸売業
- 二 冷蔵庫業
- 三 その他知事が必要と認める業務

2 条例第三十条第一項第二号の市場の利用者に便益を提供する業務で規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 飲食店営業
- 二 金融業
- 三 理容業
- 四 その他知事が必要と認める業務

(関連事業の許可申請)

第三十九条 条例第三十条第二項の許可申請書は、関連事業許可申請書（第二十四号様式）によるものとする。

2 条例第三十条第二項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 第十九条第二項第一号から第九号までに掲げる書類
- 二 最近二年間における販売品目別売上実績書
- 三 申請者が条例第三十一条第三号、第六号及び第七号に該当しないことを誓約する書面
- 四 役員が条例第三十一条第五号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- 五 業務を執行する役員が条例第三十一条第二号及び第三号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- 六 その他知事が必要と認める書類

3 条例第三十条第二項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 第十九条第三項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる書類
- 二 申請者が条例第三十一条第二号、第三号及び第五号から第七号までに該当しないことを誓約する書面
- 三 その他知事が必要と認める書類

(関連事業許可証の交付)

第四十条 知事は、条例第三十条第一項の規定により関連事業の許可をしたときは、関連事業許可証（第二十五号様式）を交付するものとする。

(保証金の額等)

第四十一条 条例第三十二条第三項に規定する保証金の額は、当該関連事業者に係る使用料（水道使用料を除く。）の月額三倍に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、知事が定める額）とする。

2 第二十一条第二項の規定は、関連事業者の保証金について準用する。

(届出事項等)

第四十二条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 関連事業者が条例第三十一条第一号、第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二 関連事業者（法人である場合にあつては、その業務を執行する役員を含む。）が刑事事件について起訴されたとき、その職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき、又はそれらについて判決があつたとき。

三 関連事業者が法人である場合にあつては、定款を変更したとき。

2 関連事業者は、毎月十日までに前月中に市場において販売した物品について、関連事業者月間売上高報告書（第二十六号様式）を場長に提出しなければならない。

(準用規定)

第四十三条 第二十五条並びに第二十六条第二項及び第三項の規定は、関連事業者について準用する。

第三章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の区分)

第四十四条 条例第三十六条第一項第一号及び第二号の規則で定める生鮮食料品等は、別表第三に掲げるとおりとする。

(現品又は見本による卸売)

第四十五条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によつて行わなければならない。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、銘柄によることができる。

2 卸売業者は、見本又は銘柄によつて卸売をする場合においては、その販売開始時刻前に、卸売物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他卸売に必要な事項が明らかとなるように措置しなければならない。

(現品又は見本の配列)

第四十六条 卸売業者は、せり売又は入札の方法によつて卸売をする場合には、その販売開始時刻前に、仲卸業者及び売買参加者が十分に下見ができるように現品又は見本を卸売場に配列しなければならない。

(せり売)

第四十七条 せり売は、せり売しようとする物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後でなければ開始してはならない。

2 せり落しは、せり人が最高の申込価格を呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落し人とする。

3 前項の規定にかかわらず、指値のある受託物品について最高の申込価格が当該指値に達しないときは、せり落しは決定しないものとする。

4 せり人は、最高の価格をもつて申込みした者が二人以上あるときは、抽せんその他適当な方法によつて、せり落し人を決定しなければならない。

5 せり人は、せり落しが決定したときは、直ちにその価格及びせり落し人の氏名、商号又は記章の番号を呼び上げなければならない。

(入札)

第四十八条 入札は、入札しようとする物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後でなければ開始してはならない。

2 入札は、入札票（第二十七号様式）により行わなければならない。

3 開札は、入札終了後、直ちに行わなければならない。

4 最高の価格をもつて入札した者を落札者とする。

5 前条第三項から第五項までの規定は、入札について準用する。

（入札の無効）

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

一 入札者が不明な入札

二 入札金額その他入札票の記載事項が不明な入札

三 一人が二以上の入札票を提出した入札

四 入札に際して不正又は不当な行為をなした者の入札

2 前項の規定により入札が無効であるときは、卸売業者は、開札の際にその理由を明示し、当該入札が無効である旨を告知しなければならない。

（せり売又は入札の異議の申立て）

第五十条 せり売又は入札に参加した者は、せり売又は入札が条例第六十条第一項各号のいずれかに該当することにより、せり落とし又は落札の決定に異議があるときは、直ちに場長にその旨を申し立てることができる。

第五十一条から第五十三条まで 削除

（相対取引の届出）

第五十四条 条例第三十六条第三項の規定による届出は、相対取引届出書（第二十八号様式）によるものとする。

2 条例第三十六条第二項第五号に掲げる卸売（以下「予約相対取引」という。）をする場合に係る同条第三項の規定による届出は、前項の規定にかかわらず、予約相対取引届出書（第二十九号様式）によるものとし、当該届出書には当該予約相対取引に係る契約書の写しを添付しなければならない。

3 卸売業者は、予約相対取引の方法により卸売をする場合においては、卸売物品に、予約相対取引の表示をしなければならない。

第五十五条から第五十八条まで 削除

（卸売業者の販売計画の届出）

第五十九条 条例第四十四条第一項の規定による届出は、卸売業者販売計画（変更）届出書（第三十四号様式）を場長に提出してしなければならない。

（販売の委託の引受け）

第六十条 条例第四十五条第二項の規則で定める正当な理由がある場合は、省令第六条各号に掲げる場合とする。

第六十一条 削除

（仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の届出）

第六十二条 条例第四十八条第二項の規定による届出は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書（第三十八号様式）を場長に提出してしなければならない。

第六十三条 削除

（市場外の保管場所の届出）

第六十四条 卸売業者は、条例第五十条第一項の規定により、市場内にある物品以外の物品の卸売をする場合であつて、市場外に当該物品の保管場所を設けるときは、あらかじめ、市場外保管場所届出書（第四十号様式）を場長に提出しなければならない。

（卸売業者の買受物品等の制限）

第六十五条 条例第五十二条の知事が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合は、加工した物品その他付加価値を高めた物品の販売の委託の引受け又は買受けをする場合とする。

(受託物品の受領通知)

第六十六条 条例第五十四条第一項の規定による通知は、物品受領通知書（第四十二号様式）によつてしなければならない。

(受託物品の確認)

第六十七条 条例第五十四条第二項又は第三項の規定による確認を受けようとする卸売業者は、受託物品異状確認申請書（第四十三号様式）を場長に提出しなければならない。

2 条例第五十四条第二項又は第三項の検査員は、同条第二項又は第三項の確認をしようとするときは、当該確認申請をした卸売業者等を立ち合わせ、受託物品の容器、荷作り、個数、重量、鮮度、品質等について検査しなければならない。

3 場長は、検査員が確認を終えたときは、受託物品異状確認証明書（第四十四号様式）を交付するものとする。

(委託者不明物品の届出)

第六十八条 卸売業者は、委託者の判明しない受託物品があるときは、直ちにその物品の品目、数量その他必要な事項を場長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(取扱品目以外の物品の届出)

第六十九条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属しない物品について販売の委託を受けたときは、直ちにその旨を場長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(販売原票)

第七十条 条例第五十五条第一項の販売原票は、第四十五号様式又は第四十六号様式によるものとする。

2 卸売業者は、販売原票に記載した事項を変更しようとするときは、場長に届け出なければならない。

(売渡票の作成)

第七十一条 卸売業者は、条例第五十五条第一項の規定により販売原票を作成したときは、当該販売原票に基づいて直ちに売渡票を作成し、仲卸業者、売買参加者その他卸売を受ける者に交付しなければならない。ただし、条例第五十四条第二項に規定する電子商取引に係る受託物品の卸売については、この限りでない。

第七十二条から第七十五条まで 削除

(卸売業者以外の者からの買入れ物品販売届出書)

第七十六条 条例第五十七条第三項の規定による届出は、卸売業者以外の者からの買入れ物品販売届出書（第四十八号様式）によるものとする。

(仲卸業者の販売計画届出)

第七十七条 条例第五十八条第一項の規定による届出は、仲卸業者販売計画（変更）届出書（第四十九号様式）によるものとする。

第七十八条 削除

(卸売予定数量等の報告)

第七十九条 条例第六十二条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる時刻までに、卸売予定数量等報告書（第五十号様式）を場長に提出してしなければならない。

一 別表第三の一の表に掲げる生鮮食料品等並びに条例第三十六条第一項第一号及び第二号に掲げる生鮮食料品等以外のもの（次号において「第三号生鮮食料品等」という。）のうちせり又は入札の方法により卸売をする物品 せり又は入札の方法による卸売のための販売開始

時刻の一時間前

二 別表第三の二の表に掲げる生鮮食料品等及び第三号生鮮食料品等のうち相対取引により卸売をする物品 卸売をする日前において最も近い開場日の午後四時

2 条例第六十二条第二項の規定による当日卸売をした物品の報告は、その日の翌日の正午までに、売上高報告書（第五十一号様式）を場長に提出してしなければならない。

3 条例第六十二条第二項に規定する当日卸売をした物品のうち主要な品目については、同項の規定により、その日の正午までに、主要品目卸売価格等報告書（第五十二号様式）を場長に提出しなければならない。

4 条例第六十二条第三項の規定による報告は、月間市況等報告書（第五十三号様式）、売上高日計表（第五十四号様式）、業種別売上高日計表（第五十五号様式）、産地別品目別月間売上高報告書（第五十六号様式）その他場長が必要と認める書類を、毎月十日までに場長に提出してしなければならない。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第七十九条の二 条例第六十三条第一項の規則で定める時刻は、販売開始時刻の一時間前とする。

（卸売数量等の公表）

第八十条 条例第六十四条第二項の規定による公表は、場長が定める市場日報に登載し、又は市場の見やすい場所に掲示して行うものとする。

（売買仕切書）

第八十一条 条例第六十五条第一項の売買仕切書は、第五十八号様式又は第五十八号様式の二によるものとする。

2 卸売業者は、売買仕切書を作成したときは、速やかに、その写しを場長に提出しなければならない。

（委託手数料率の届出等）

第八十二条 条例第六十六条第二項の規定による届出は、委託手数料率の適用の開始の日（以下「適用開始日」という。）の二月前までに、委託手数料率（変更）届出書（第五十八号様式の三）に次に掲げる書類を添えて、場長に提出してしなければならない。

一 委託手数料率の適用開始日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類

二 収益及び集荷量を確保するための計画を記載した委託手数料率の適用開始日以後三年間における事業計画書

三 その他場長が必要と認める書類

2 条例第六十六条第三項第四号に規定する規則で定めるその他の食料品は、別表第一に掲げるとおりとする。

第八十三条から第八十五条まで 削除

（卸売代金の変更）

第八十六条 条例第七十条ただし書に規定する正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 卸売をした物品に市場取引の経験上予見しがたい^{かし}瑕疵がある場合

二 卸売をした物品に粗悪品が混入され、その選別が不十分と認められる場合

三 卸売をする物品に表示された数量、品質等と卸売をした物品の数量、品質等が著しく相違している場合

四 前各号に掲げるもののほか、場長が特別の事情があると認める場合

2 卸売業者は、前項各号に掲げる理由により卸売代金の変更をしようとするときは、卸売物品異状確認申請書（第六十二号様式）を場長に提出してしなければならない。

3 場長は、前項の申請書の提出があつたときは、条例第五十四条第二項又は第三項の検査員に、当該卸売代金の変更が第一項各号に掲げる場合に該当するか否かを検査させなければならない。

4 場長は、前項の規定による検査員の検査が相当であると確認したときは、卸売物品異状確認証明書（第六十三号様式）を交付するものとする。

第三章の二 卸売の業務に関する品質管理

第八十七条 条例第七十一条の二第一項の規則で定める青果物及び水産物の卸売場等における品質管理の方法は、次に定めるものとする。

- 一 卸売業者は、施設の取扱品目、施設の設定温度等（温度管理機能を有する卸売場に限り。）及び品質管理の責任者を定め、卸売業者品質管理責任者等（変更）届出書（第六十四号様式）により場長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示すること。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 二 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、前号の事項とともに場長に届け出ること。この場合において、前号後段を準用する。
 - ア トラックからの荷下ろし時の品質管理に関すること。
 - イ 物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認に関すること。
 - ウ 搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関すること。
 - エ 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関すること。
 - オ 施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限り。）。
 - カ 施設の温度の確認に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限り。）。
 - キ 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関すること。
 - ク 物品の滞留時間の管理に関すること。
 - ケ 卸売場内での物品の取扱いに関すること。
 - コ 卸売場内の衛生的な利用に関すること。
 - サ 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。
 - シ 条例第五十四条第二項及び第三項に規定する検収に関すること。
 - ス 市場施設等の清潔及び衛生の保持に関すること。
 - セ その他品質管理の徹底に関すること。

2 市場外における品質管理の方法は、青果物及び水産物の卸売場等における品質管理の方法と同様とする。

3 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めなければならない。

- 一 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、仲卸業者品質管理責任者等（変更）届出書（第六十四号様式の二）により場長に届け出るとともに、仲卸売場店舗の見やすい場所に掲示すること。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。
- 二 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去により物品の品質保持を図ること。
- 三 物品の適正な温度管理を行うとともに、定温倉庫や冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。
- 四 仲卸売場施設及び機械器具類等の清潔及び衛生の保持を図ること。

4 売買参加者及び買出人は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めるものとする。

- 一 物品の品質保持のため買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること。
- 二 コールドチェーンが確保されるよう保冷又は冷凍車両の利用を図ること。
- 三 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。

5 卸売業者、仲卸業者、関連事業者その他市場内で搬送車両を所有する者は、電気を動力とする搬送車両等の利用に努めるものとする。

第四章 市場施設の使用

（市場施設の使用指定）

第八十八条 条例第七十二条第一項の規定による指定に係る市場施設の使用期間は、一年を超えないものとする。ただし、知事（屋上駐車場に係るものは場長）が特に必要があると認める場

合は、この限りでない。

- 2 知事（屋上駐車場に係るものは場長）は、条例第七十二条第一項の規定により、市場施設の使用条件の指定をしたときは、市場施設使用指定書（第六十五号様式）を交付するものとする。
（相続の認可申請中の市場施設の使用指定）

第八十九条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が死亡した場合において、相続人が条例第十一条の四第一項又は条例第二十四条第一項（条例第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可のあつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした条例第七十二条第一項の規定による指定は、その相続人に対してしたものとみなす。
（市場施設の使用許可）

第九十条 条例第七十二条第二項の規定による市場施設の使用の許可を受けようとする者は、市場施設使用許可申請書（第六十六号様式）に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 第八十八条の規定は、前項の市場施設の使用の許可について準用する。
（市場施設の使用休止等の届出）

第九十一条 条例第七十二条第二項の規定により市場施設の使用の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 市場施設の使用を休止し、又は再開したとき。
- 二 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。

（保証金の額）

第九十二条 条例第七十二条第六項に規定する保証金の額は、当該許可を受けた者に係る使用料（水道使用料を除く。）の月額額の三倍に相当する額とする。

- 2 第二十一条第二項の規定は、条例第七十二条第四項の保証金について準用する。
（原状変更の承認申請等）

第九十三条 条例第七十四条第一項に規定する承認を受けようとする使用者は、市場施設原状変更承認申請書（第六十七号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 設計図
- 二 仕様書
- 三 費用見積書
- 四 その他知事が必要と認める書類

- 2 市場施設に看板、装飾、広告物等を設置する行為は、市場施設の原状を変更する行為とする。
- 3 知事は、第一項の承認をした後でも必要があると認めるときは、当該使用者に対し、相当の指示をし、又は当該承認に係る行為の変更若しくは除去を命ずることがある。
- 4 第一項の承認又は前項の規定による指示等を受けた使用者は、市場施設の原状変更完了後、速やかに、その旨を知事に届け出て、その確認を受けた後でなければ当該市場施設を使用することができない。

（市場施設の滅失等の届出等）

第九十四条 使用者は、その使用する市場施設について、滅失又は毀損により補修を要する箇所を発見したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において市場施設の補修を要すると認めるとき、又は市場の運営上市場施設の改修を要すると認めるときは、その工事を施行することがある。
- 3 前項の場合において、当該工事施行のため使用者にやむを得ない損害を与えることがあつても、知事は、その賠償の責めを負わないものとする。

（市場施設の清掃等）

第九十五条 使用者は、市場施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積し、その他市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。

2 使用者は、商品、容器その他の物件を、通路、駐車場その他使用の指定又は許可を受けた場所以外の場所に置いてはならない。

3 使用者は、通路、排水路その他の共同の使用場所を、共同して清掃しなければならない。

4 使用者は、前項の規定による清掃に関する清掃計画、責任者、費用の負担方法その他必要な事項を定め、当該責任者をして場長に届け出させなければならない。

5 場長は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該届出に係る清掃計画及び費用の負担方法について指示することができる。

6 何人も、ごみその他の廃棄物を市場内で焼却し、若しくは放置し、又は市場内に持ち込んではない。

(市場施設の返還)

第九十六条 使用者は、条例第七十九条の規定により、市場施設を返還しようとするときは、市場施設返還届（第六十八号様式）を知事（屋上駐車場の使用指定に係るものは場長）に提出し、その確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第九十七条 条例第七十九条の規定により市場施設を返還しなければならない者が、知事（屋上駐車場の使用指定に係るものは場長）の指定する期間内にこれを返還しないときは、その者は、返還期限の翌日から返還の日までの使用料に相当する額の損害賠償をしなければならない。

(使用料)

第九十八条 条例第八十条第一項に規定する規則で定める額は、別表第四に掲げるとおりとする。

2 使用者は、市場施設を使用しない場合であつても、使用料を納付しなければならない。

(使用料の計算方法)

第九十九条 月額による使用料の場合において、その月の使用期間が一月に満たないときの使用料は、日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を三十で除して得た額に、その月における使用日数を乗じて計算するものとする。

2 使用料が面積又は容積を単位として定められている場合において、使用する面積又は容積にそれぞれ一平方メートル又は一立方メートルに満たない端数があるときは、その端数を、それぞれ一平方メートル又は一立方メートルとして使用料の額を算定する。

(使用料の納付期限)

第一百条 月額による使用料は、その月分を毎月二十五日までに納付しなければならない。ただし、月の中途において使用を終了する場合にあつては、使用終了の日までに納付しなければならない。

2 月額による使用料以外の使用料は、その月分を翌月二十五日までに納付しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が特別の理由があると認める場合には、納付期限を別に指定するものとする。

(使用料の減免の申請)

第一百一条 条例第八十条第三項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第六十九号様式）にその理由を明らかにする書類を添付して知事に提出しなければならない。

(使用者の負担する費用)

第一百二条 条例第八十条第四項の規定により使用者の負担する費用は、次の各号に掲げる市場施設において使用する電気、ガス、下水道及び電話の費用とする。

一 使用者が使用の指定又は許可を受けた市場施設

二 使用者が共同で使用する市場施設

- 2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難しいときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。
- 3 電気及び下水道の費用については、その月分を翌月二十五日までに県に納付しなければならない。

第四章の二 監督

(身分証明書)

第百二条の二 条例第八十一条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書（第七十号様式）によるものとする。

(仲卸業者の流動比率及び自己資本比率の基準)

第百二条の三 条例第八十二条第二項第一号の規則で定める率は、一とする。

- 2 条例第八十二条第二項第二号の規則で定める率は、〇・一とする。

第五章 奈良県中央卸売市場運営協議会及び奈良県中央卸売市場取引委員会

(委員の任期等)

第百三条 奈良県中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第百四条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第百五条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第百六条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の決議とすることができる。

(専門委員)

第百七条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第百八条 協議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、協議会の会務を処理する。

(庶務)

第百九条 協議会の庶務は、奈良県中央卸売市場において行う。

(その他)

第一百十條 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(準用規定)

第一百十一條 第三条から第五条まで及び第八條から前条までの規定は、奈良県中央卸売市場取引委員会について準用する。

第六章 雑則

(卸売業務の代行)

第一百十二條 卸売業者は、条例第八十五条第一項に規定する卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなつた場合には、販売の委託の申込みのあつた物品について、その種類、数量、委託者その他委託に関する事項を、速やかに、知事に届け出なければならない。

2 条例第八十五条第一項の規定により卸売の業務を行うこととなつた卸売業者は、速やかに、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 知事は、条例第八十五条第二項の規定により卸売の業務を行うときは、速やかに、その旨を委託者に通知するものとする。

4 卸売業者は、条例第八十五条第二項の規定により、知事がせり売の方法により卸売を行うときは、そのせり人に、当該せり売をさせなければならない。

(販売原票等の保存)

第一百十三條 卸売業者は、販売原票並びに売渡票及び売買仕切書の写しを、その作成の日から二年間保存しなければならない。

2 仲卸業者は、売渡票を、その受領の日から二年間保存しなければならない。

(入場の禁止及び退場)

第一百十四條 場長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、市場への入場を禁止し、又は市場外に退却を命ずることができる。

一 暴行、脅迫その他市場の秩序を乱す行為をした者

二 伝染性の疾病のある者

三 他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者

四 危険物（市場の業務の用に供するものを除く。）若しくはごみその他の廃棄物を市場内に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者

五 前各号に掲げるもののほか、市場の業務に支障を及ぼす行為を行う者又は行うおそれのある者

(掲示事項)

第一百十五條 場長は、次の各号に掲げる場合には、その旨を市場内に掲示するものとする。

一 条例第四条第二項の規定により、知事が休日に開場し、又は休日以外の日を開場しないこととしたとき。

二 条例第五条第一項ただし書の規定により、知事が開場の時間を変更したとき、又は同条第二項の規定により、知事が卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき。

三 条例第八十三条の規定により、知事が処分をしたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、場長が必要と認めるとき。

(権限の委任)

第一百十六條 条例第三条第二項、第五条第二項、第十二条第三項（記章の交付に係るものに限る。）、第三十四条第一項、第三章（第六十六条第五項を除く。）、第七十二条第一項（屋上駐車場の使用指定に係るものに限る。）、第七十六条、第七十七条（屋上駐車場の使用指定に係るものに限る。）、第七十九条（屋上駐車場の使用指定に係るものに限る。）、第八十七条及び第八十九条に規定する知事の権限は、場長に委任する。ただし、必要がある場合は、知事が自らその権限を行うことがある。

附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後、卸売業者が最初に預託すべき保証金の額については、第七条第一項の規定にかかわらず、知事が別に定める額とする。
- 3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間における市場施設の使用に係る条例第八十条第一項の規定による使用料の金額は、第九十八条第一項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

種別		金額
卸売業者市場使用料		卸売金額の千分の二・三五に相当する額及び卸売場面積一平方メートルにつき月額 百四十五円
仲卸業者市場使用料		条例第五十七条第二項の規定により許可を受けた場合におけるその買入れた物品の販売金額の千分の二・五に相当する額及び仲卸売場面積一平方メートルにつき月額 千四十五円
買荷保管所使用料		一平方メートルにつき月額 五百七十円
買荷積込所使用料		右同 七百元
屋上駐車場使用料		一台につき月額 六千円
倉庫A使用料		一平方メートルにつき月額 七百六十円
倉庫B使用料		右同 五百円
冷蔵庫使用料	A棟	一棟（建物、機械一式）につき月額 二百二十五万円
	B棟	右同 七十万円
バナナ加工室使用料		右同 百万円
加工場使用料		一平方メートルにつき月額 八百円
福利厚生施設使用料		右同 千円
関連事業者市場使用料		右同 千九百九十五円
銀行事務所使用料		右同 千二百円
関係業者・団体事務所使用料	卸売業者事務所	右同 九百五十円
	その他関係業者・団体事務所	右同 千円
統計情報事務所使用料		右同 五百円
水道使用料		使用水量一立方メートルにつき 五十五円
郵便局事務所使用料		一平方メートルにつき月額 千三百円

別表第一（第三条・第八十二条関係）

部類	物品
青果部	野菜及び果物の加工食料品等で場長が定めるもの

水産物部	魚肉ハム、ソーセージその他生鮮水産物の加工食料品等で場長が定めるもの
------	------------------------------------

別表第二（第七条関係）

部類	前年度の卸売金額	保証金の額
青果部	百億円未満	六百万円
	百億円以上百五十億円未満	七百万円
	百五十億円以上二百億円未満	八百万円
	二百億円以上二百五十億円未満	九百万円
	二百五十億円以上	千万円
水産物部	百億円未満	四百万円
	百億円以上百五十億円未満	五百万円
	百五十億円以上二百億円未満	六百万円
	二百億円以上二百五十億円未満	七百万円
	二百五十億円以上	八百万円

別表第三（第四十四条関係）

一 せり売又は入札の方法によるもの

部類	生鮮食料品等
水産物部	生本まぐろ（幼魚を除く。）、生インドまぐろ（幼魚を除く。）、生めばちまぐろ（幼魚を除く。）、生きはだまぐろ（幼魚を除く。）及び生かじき（めかじきを除く。）

二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によるもの

部類	生鮮食料品等
青果部	近郷売場（個人が選別し、及び出荷した物品の卸売をする売場をいう。）において卸売をする物品

別表第四（第九十八条関係）

種別	額
卸売業者市場使用料	卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。）の千分の二・五に相当する額及び卸売場面積一平方メートルにつき月額 百八十円
仲卸業者市場使用料	条例第五十七条第二項ただし書の規定により買い入れた物品の販売金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）の千分の二・五に相当する額及び仲卸売場面積一平方メートルにつき月額 千三百二十円

買荷保管所使用料	一平方メートルにつき月額 六百八十円	
買荷積込所使用料	右同 八百四十円	
荷さばき場使用料	右同 四百九十円	
屋上駐車場使用料	一台につき月額 七千二百円	
倉庫A使用料	一平方メートルにつき月額 九百十円	
倉庫B使用料	右同 六百円	
冷蔵庫使用料	A棟	一棟（建物、機械一式）につき月額 二百七十万円
	B棟	右同 二百二十六万円
	C棟	右同 五十五万円
バナナ加工室使用料	右同 百二十万円	
加工場使用料	一平方メートルにつき月額 九百六十円	
福利厚生施設使用料	右同 千二百円	
関連事業者市場使用料	右同 二千五百二十円	
銀行事務所使用料	右同 千四百四十円	
関係業者・団体事務所使用料	右同 千二百円	
水道使用料	使用水量一立方メートルにつき 六十五円	
郵便局事務所使用料	一平方メートルにつき月額 千五百六十円	

附 則（昭和五二年規則第三三号）

この規則は、昭和五十二年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五三年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年規則第五六号）

この規則は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年規則第四五号）

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の表に使用料を加える改正規定及び別表第五に使用料を加える改正規定は、昭和五十五年六月一日から施行する。

附 則（昭和五六年規則第五四号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第五八号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第四三号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第五一号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第三四号）

この規則は、昭和六十三年十月十二日から施行する。

附 則（平成元年規則第六〇号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第二一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成四年三月三十一日までの間なお使用することができる。

附 則（平成四年規則第四九号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年規則第二二号）

この規則は、平成四年十月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第四〇号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際改正前の奈良県屋外広告物条例施行規則、生活保護法施行細則、卸売市場法施行条例施行規則、奈良県中央卸売市場条例施行規則、奈良県麦及びなたね生産改善対策事業補助金交付規則、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則又は建築士法施行細則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後のこれらの規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成七年規則第六三号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第四七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号）第二十七条第一項の知事の承認を受けた売買参加者の当該承認の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成八年規則第一一号）

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第五四号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第一六号）

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第七三号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第八六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二八号）

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成一七年規則第三九号）

この規則は、条例の施行の日から施行する。（施行の日＝平成一七年五月一日）

附 則（平成一八年規則第二号）

この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十六号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日を委託手数料率の適用の開始の日（以下「適用開始日」という。）とする委託手数料率については、この規則による改正後の奈良県中央卸売市場条例施行規則第八十二条第三項の規定にかかわらず、奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号）第六十六条第四項に規定する規則で定める期間は、適用開始日から三年三月とする。

附 則（平成二三年規則第二一号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第二六号）

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第一号）

この規則は、平成二十四年五月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第七七号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第八六号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第五一号）

この規則は、平成二十九年五月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第七条第一項の改正規定（「百分の八」を「百分の十」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良県中央卸売市場条例施行規則（以下「新規則」という。）第七条第一項に規定するせり売若しくは入札又は相対取引が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までに行われたものである場合における新規則第七条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の八」とする。

附 則（令和二年規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。
(経過措置)
- 2 知事は、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和二年三月奈良県条例第四十八号）附則第二項の規定により卸売業務の許可を受けたとみなされた者に対して、第六条の二の規定の例により、卸売業務許可証を交付するものとする。